

総括的概要

平成 14 年度のわが国経済は、5 月の政府月例経済報告において「景気底入れ」宣言がなされたものの、不良債権問題等による金融仲介機能の低下や、デフレの進行による企業倒産の増加、個人消費の低迷、さらには地域産業とりわけ中小製造業の空洞化問題が深刻化するなど、景気底入れは実感できないままであった。完全失業率は年間を通じて 5 % 台半ばで推移し、15 年 3 月には日経平均株価が 8,000 円を割って、20 年前の水準に落ち込むなど明るい展望は開けていない。

L O B O (早期景気観測) 調査においても、D I 値は引き続きマイナス 50 ポイント前後の低水準で一進一退し、地域中小企業の足元の景況は極めて厳しい状態が続いた。このため全国からデフレ脱却、景気回復最優先の機動的・弾力的な経済運営を求める声が強まった。

日本商工会議所では、そうした声を結集し、一丸となって景気対策のための政策要望を積極的に行った。また、法人事業税の外形標準課税導入絶対反対やペイオフ全面解禁の延期などを強力に求める活動を行い、少なからぬ成果を挙げた。

これに対し、政府は、構造改革の旗印を掲げ、金融・産業の再生に向けた各種プログラムを策定、併せて金融セーフティネット対策等に重点をおいた補正予算を編成するなどの諸施策を講じたが、経済成長率は名目でマイナス 0.7% と 2 年連続してマイナス成長となった。

国際社会においては、米国経済が停滞する中、大量破壊兵器の開発・保有問題をめぐりイラク戦争が勃発、中国を中心に S A R S (重症急性呼吸器症候群) 禍の兆しも現れるなど、世界経済の先行きは極めて不透明なものとなった。

また、世界各国・各地域間で経済連携、自由貿易協定 (F T A) 締結の動きが活発となる中、わが国では、11 月に発効したシンガポールとの経済連携協定に続き、ようやく、メキシコ・韓国・タイ・フィリピン・A S E A N ・マレーシア・チリ等との間で F T A に向けた検討ないし取組みが開始された。

こうした社会経済情勢のもと、日本商工会議所においては、山口会頭の強力なリーダーシップのもと、各地商工会議所と緊密な連携をはかりつつ、以下の 6 項目を中心に、「『健康な日本』の創造」に向けて積極的に取り組み、その実現に努めた。

平成 14 年度事業活動項目
1 . 全国商工会議所の総力を結集した迅速・的確な政策提言活動の展開
2 . 多様で活力ある中小企業の成長・発展、セーフティネットの整備・拡充
3 . 地域産業空洞化問題への対応と総合的な街づくりの推進
4 . 経済のグローバル化に対応した国際交流の促進と中小企業等の国際化支援
5 . I T 時代に相応しい商工会議所の情報武装化の充実
6 . 全国商工会議所の組織・財政基盤強化と交流、合併・連携の支援

とりわけ、特徴的な成果<トピックス>としては、次のような事項があげられる。

平成 14 年度事業活動の特徴的な成果<トピックス>

・政策提言活動

長期低迷するわが国の景気回復を図り、「『健康な日本』の創造」を実現するため、全国商工会議所の総力を結集して、デフレを阻止し、景気回復に軸足を置いた経済運営を要望した結果、政府において 10 月にデフレ克服と民需主導による自律的な経済成長の実現を目指すため、金融・産業の再生を柱とする「改革加速のための総合対応策」および、平成 16 年度までの主要行の不良債権比率の半減、中小企業貸出に対する十分な配慮などを盛り込んだ「金融再生プログラム」が策定された。さらに 12 月には、雇用対策と中小企業等のセーフティネット拡充策などを盛り込んだ「改革加速プログラム」が策定され、併せて金融セーフティネット対策等に重点をおいた予算規模 2.5 兆円からなる補正予算が編成された。しかし、こうした努力にもかかわらず、わが国経済はデフレ・スパイラルの様相を一段と強め、14 年度の経済成長率はマイナス 0.7%と 2 年連続のマイナス成長となった。

・税制改正

法人事業税への外形標準課税の導入の動きに対しては、絶対反対の方針を貫き、全国各地の商工会議所や他の経済団体・中小企業関係団体等と連携して総決起大会等の開催、反対署名活動など強力な反対運動を展開した結果、資本金 1 億円以下の企業への導入は見送られた。資本金 1 億円超の企業については、平成 16 年度からの導入が決定されたが、外形標準課税の導入割合が当初案より圧縮され、付加価値割・資本割の税率もそれぞれ引き下げられるなどの成果を得た。

また、消費税免税点および簡易課税制度の維持・存続のほか、事業承継税制の自社株に対する軽減措置の拡充が実現した。

・創業・経営革新支援と金融対策の強化

新規創業希望者を支援するため、創業塾を全国各地で開催するとともに（4,186 名参加）創業・経営革新を支援するため各地商工会議所の先進的な事例や創業・経営革新支援のポイントを紹介した。また、中小企業の技術開発支援、産学連携事業の普及推進に向け、SBI R 推進フォーラムを開催するなど、積極的に取り組んだ。

金融対策として資金繰り円滑化借換保証制度の創設、セーフティネット保証制度の対象拡大、セーフティネット貸付制度の拡充、売掛債権担保融資保証制度の制度改善などが実現した。また、政府系中小企業金融機関の見直しについて当面は現在の活動を維持する方針が決定したほか、平成 15 年 4 月に予定されていたペイオフ全面解禁は 2 年延期されることとなった。

・地域産業空洞化問題への対応

深刻化する地域産業の空洞化問題に対応するため、「地域産業空洞化問題特別委員会」において、国内の中小製造業集積地視察、関係者からのヒアリング、アンケート調査等を通じて実態把握に努めるとともに、中国・台湾への現地事情視察や地域産業空洞化に関する定量分析を行うとともに、その克服策について検討を重ね、平成 15 年 3 月に「地域で取り組むべき産業空洞化対策に関する提言」を取りまとめ、政府はじめ関係先にその実現を働きかけた。

・国際活動の展開

多国間・二国間会議の開催や各種ミッションの派遣・受入を通じて、相互理解と民間経済交流の促進を図った。特に 9 月には、山口会頭を団長に訪 A S E A N 経済ミッションを派遣し、日本と A S E A N 各国との協力や経済連携などについて意見交換を行った。また、世界各国・地域で自由貿易協定（F T A）の締結が進展している状況下、当所では日比経済委員会などの二国間経済委員会および国際経済委員会において、それぞれの自由貿易・経済連携のあり方について検討を行い、適宜政府に対する意見・要望活動を行った。

・IT 時代に相応しい商工会議所の情報武装化の充実

政府の e-Japan 戦略の中心に位置する電子政府化に対応するため電子認証制度の検討を重ね、15 年 3 月 12 日に電子署名及び認証業務に関する法律（電子署名法）に基づく特定認証業務の認定を取得し、同日、国土交通省などが導入する「電子入札コアシステム」に対応した電子証明書（IC カード）の発行サービス（「ビジネス認証サービスタイプ 1」）の業務を開始した。

・商工会議所合併問題への取り組み

「運営小委員会」、「商工会議所法問題勉強会」において、商工会議所の合併円滑化の方策について検討を行うとともに、経済産業省への働きかけた結果、15 年 4 月に同省より「商工会議所の合併に係る特例措置」の通達が発出され、合併時の副会頭や議員等の処遇面などの改善が図られた。

各種事業項目についての総括的概要は以下のとおりである。

1 . 全国商工会議所の総力を結集した迅速・的確な政策提言活動の展開

(1) 景気対策に対する政策提言活動を展開

日本経済は、不良債権問題等による金融仲介機能の低下や、デフレの進行による企業倒産の増加、雇用情勢の悪化とそれに伴う個人消費の低迷など、極めて厳しい状況にある。政府は5月の月例経済報告において、景気は「底入れしている」としたが、公共工事の減少や、価格競争の激化など、中小企業の足元では景気底入れの実感は感じられず、厳しい状況が続いている。この事態を一日も早く打開して景気回復を図るためには、税・財政、金融などあらゆる政策を総動員し、総需要を喚起することが不可欠であることから、日本商工会議所は6月に「当面のデフレ対策等に関する要望」をとりまとめ、デフレ克服のための柔軟かつ大胆な経済運営と、住宅投資減税の拡充、不動産流動化、設備投資・研究開発促進等についての税制上の緊急特別措置などを要望した。また、9月には第96回通常会員総会において、財政出動や実効性のある中小企業金融対策の実現、ペイオフ全面解禁の延期などを訴える「当面の経済運営等に関する緊急提言」を決議するとともに、10月には「政府の総合デフレ対策に関する緊急要望」をとりまとめ、低迷する景気を自律的回復軌道に乗せるため、補正予算をはじめ、政府支出・減税によるデフレ対策、中小企業金融におけるセーフティネットの整備などを改めて強く要望した。また、経済3団体主催による「小泉改革を支援する1000人の集い」を開催し、デフレからの早期脱却や構造改革の断行を訴えた。

さらに、5月には、自由民主党税制調査会幹部との懇談会、9月には総務省幹部との懇談会、11月および2月に公明党幹部との懇談会を行うなど、デフレ克服のための要望活動を行った。

これに対し、政府においては、10月に、ペイオフ解禁の2年間の延期を決定するとともに、デフレ克服と民需主導による自律的な経済成長の実現を目指すため、金融・産業の再生を柱とする「改革加速のための総合対応策」および、平成16年度までの主要行の不良債権比率の半減、中小企業貸出に対する十分な配慮などを盛り込んだ「金融再生プログラム」を策定した。さらに12月には、雇用対策と中小企業等のセーフティネット拡充策などを盛り込んだ「改革加速プログラム」を策定し、併せて金融セーフティネット対策等に重点をおいた予算規模2.5兆円からなる補正予算を編成した。



政策提言活動を行う山口会頭

(2) 税制抜本改革、法人事業税への外形標準課税導入問題への対応および中小企業等における税負担軽減の実現

わが国経済を立て直し、持続的成長軌道に乗せるためには、税制改革が極めて有効な手段であり、政府・与党において税制抜本改革の議論が行われていることから、4月に「税制抜本改革に関する意見」をとりまとめた。改革推進に際し、財政収支に関しては、単年度ごとの税収中立にとらわれず、減税先行により景気回復を図り、その後の税の自然増収で収支均衡を目指すなど、中長期的な視点に立つことを訴え、国際競争力のある税制、「活力」の視点からの改革、負担能力にも配慮した広く薄い負担、持続可能な改革を基本理念に、デフレ克服のための緊急特別措置と、経済再生・活性化のための税制改革を打ち出した。

法人事業税への外形標準課税導入問題については、与党平成14年度税制改正大綱において、「今後、各方面の意見を聞きながら検討を深め、具体案を得たうえで、景気の状況等も勘案しつつ、平成15年度税制改正を目途にその導入を図る」とされたことから、かねてから雇用や経済に重大な影響を与えたとの理由で導入反対を掲げていた日本商工会議所は、平成13年度に引き続き、日商、日本経団連等合計124団体で構成する「外形標準課税導入反対協議会」を中心に全国的な導入反対の署名活動を行うとともに、中小企業関係団体等と連携し、あらゆる機会を通じ、またポスター、チラシ、のぼり等により繰り返し導入反対を訴えた。

また、併せて消費税の免税点引き下げと、簡易課税制度の廃止・縮小についての議論が浮上してきたため、当所をはじめ全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会の中小企業関係4団体は、7月18日に「中小企業関係団体外形標準課税導入反対等決起集会」を開催し、法人事業税の外形標準課税導入絶対反対、消費税の免税点制度および簡易課税制度の維持・存続、ペイオフ全面解禁の延期、政府系中小企業金融機関の改革論議の当面凍結の4項目からなる決議を採択した。

さらに、9月には「平成15年度税制改正に関する要望」において、改めて外形標準課税の絶対反対を訴えるとともに、中小企業税制の改善等をテーマとした各都道府県商工会議所連合会における「地方集会（決起大会）」の開催や、各地商工会議所と連携した陳情活動を通じて、要望の実現方を各方面に強力に働きかけた。11月7日には、再び中小企業関係4団体共催で、91団体の協賛による「中小企業いじめの法人事業税外形化等阻止総決起大会」を開催し、デフレ克服のための思い切った対策の実施、法人事業税への外形標準課税導入絶対反対、消費税の免税点見直しおよび簡易課税制度の廃止断固反対、万全な中小企業セーフティネットの構築の4項目からなる決議を行うとともに、11月28日にも再び中小企業関係4団体による「中小企業いじめの法人事業税外形化等阻止総決起大会」を行い、再度同決議を採択した。



総決起大会を開催



全国から寄せられた導入反対署名(11/7時点)

また、平成 15 年度の税制改正議論が大詰めをむかえた 12 月 5 日には、日本商工会議所、日本経団連を中心とする外形標準課税導入反対協議会が「外形標準課税導入反対等決起大会」を開催し、導入反対を強力にアピールした。

外形標準課税導入反対署名活動については、各地商工会議所・連合会のご協力と業界団体等への働きかけの結果、12 月までに商工会議所分として 203 万 7182 名、他団体分も含めると合計で 490 万 8260 名の署名が集まり、数次にわたる決起大会において外形標準課税導入反対を強力にアピールした。あわせて法人事業税への外形標準課税が導入された場合の税額の変化に関する調査を行い、回答を寄せた 13,096 社分をもとに外形標準課税が大半の企業にとって増税となることを訴えた。

こうした当所をはじめとする経済界をあげての反対活動により、法人事業税の外形標準課税導入については、資本金 1 億円以下の中小企業への導入は見送られた。残念ながら資本金 1 億円超の企業については、平成 16 年度からの導入が決定されたが、外形標準課税の導入割合が、当初の 1/2 から 1/4 に圧縮されることとなり、税率も付加価値割について 0.66% から 0.48% へ、資本割について 0.48% から 0.2% に引き下げられた。また、付加価値割について、収益配分額に占める報酬給与額の割合が 70% を超える場合には、当該超える金額を収益配分額から控除する雇用安定控除の特例が設けられるとともに、資本割について、資本金等が 1 千億円を超える企業について、資本金規模に応じて課税ベースが圧縮される特例措置も講じられることになった。

しかしながら、外形標準課税は税負担の転嫁ができないため、その導入は企業の固定費を増大させ、産業の空洞化をより促進させるものであることから、その導入に対し引き続き反対するとともに、将来、外形標準課税の対象範囲が資本金 1 億円以下の企業にまで拡大されることには、断固反対するものである。

消費税については、平成 16 年以降始まる事業年度から、免税点が売上 3000 万円から 1000 万円に、簡易課税制度の適用対象事業者が売上 2 億円以下から 5000 万円以下に引き下げられた。

事業承継税制については、自社株に対する軽減措置の拡充等が講じられたほか、相続税の累進構造の緩和、相談時精算課税制度の創設などが実現した。

その他、中小企業関係の税制については、同族会社に対する留保金課税制度について、平成 17 年度までの時限措置として、資本金 1 億円以下で自己資本比率 50% 以下の中小企業については課税停止とする措置が講じられ、約 8 割の中小企業が留保金課税の対象外となった。設備投資、研究開発促進のための税制措置については、IT 関連設備について、平成 17 年度までの時限措置として、50% の特別償却と 10% の税額控除が認められるとともに、売上金額に対する試験研究費割合に応じ、試験研究費の 8 ~ 10% (中小企業は一律 12%) の税額控除制度が創設され、このうち、時限措置として平成 17 年度までの 3 年間については、控除率が 10 ~ 12% (中小企業は一律 15%) とされた。また、中小企業技術基盤強化税制についても、制度の恒久化が図られ、税額控除限度額が法人税額の 15% から 20% に引き上げられるとともに、中小企業が所有する少額資産取得価額の損金算入制度が拡充され、平成 17 年度までの時限措置として、投資年度に全額を損金算入できる少額減価償却資産の取得価格要件が、10 万円から 30 万円に引き上げられた。さらに、交際費課税における中小法人の損金算入措置についても、資本金 1,000 万円超 5,000 万円以下の法人について、損金算入できる範囲を年 400 万円の 8 割から 9 割まで拡大するとともに、これまで損金算入が認められていなかった資本金 5 千万円 ~ 1 億円の中小企業についても、新たに年 400 万円までの交際費支出のうち、9 割の損金算入が認められた。

(3) 中小企業対策に関する政策提言活動を展開

機動性、柔軟性を活かし、地域経済発展や雇用創出の担い手として、またわが国経済のダイナミズムの源泉として活躍することが期待されている中小企業を支援するため、6月に「平成15年度中小企業関係施策に関する要望」を、また9月には、「平成15年度中小企業・小規模事業対策の拡充・強化に関する要望」をとりまとめ、実現に努めた。

また、「当面のデフレ対策等に関する要望」(6月)、「ペイオフに関する要望」(7月)、「当面の経済運営等に関する緊急提言」(9月)、「政府の総合デフレ対策に関する緊急要望」(10月)を通じて、平成15年4月を予定していたペイオフ全面解禁の延期、政府系中小企業金融機関の見直し論議の凍結など、中小企業を取り巻く深刻な金融環境に配慮した施策の実現を要望した。

その結果、資金繰り円滑化借換保証制度の創設、セーフティネット保証制度の対象拡大(「金融機関の合併・再編、支店や人員の削減のあおりを受けて貸出減少に直面する中小企業者」と「RCCに貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、再生可能性のある者」が保証の対象に追加された)セーフティネット貸付制度の拡充など、支援措置が講じられた。

ペイオフ全面解禁については、12月のペイオフ関連法成立を受けて実施が2年延期されることとなった。また、政府系中小企業金融機関の見直しについては、12月の経済財政諮問会議において、民間銀行の不良債権処理の支援に、中小企業向け融資などの政府系金融を活用するため、当面は現在の活動を維持する方針が決定された。

さらに、平成14年度補正予算において予算措置が講じられ、中小企業の再生を支援するため各都道府県の商工会議所等に事務局を置く「中小企業再生支援協議会」が設置されることとなった。平成14年度中に27協議会(うち商工会議所を事務局とするものが19協議会)が設置され、平成15年度中に全都道府県に設置される予定である。

(4) 地方分権推進・行政改革に向けた取り組み

少子高齢化や経済のグローバル化が進展する中で、地方が活性化していくためには、地方が自立して主役となる「真の地方分権体制」への転換と分権の受け皿となる市町村の行財政基盤の強化及び効率的な行政サービスの実施を図る必要性を鑑み、平成14年2月、提言「真の地方分権の実現を通じた日本の再生を目指して」をとりまとめた。

日本商工会議所では、同提言の趣旨に基づき、地域の活性化を担う地域総合経済団体である商工会議所が活性化の取り組みの中核となり、地域及び日本の再生を実現していかなければならないとの観点から、平成14年6月に「市町村合併等推進セミナー」を開催するとともに、「市町村合併推進に向けての商工会議所の取り組み」を決議、地域の事情を踏まえながらも、商工会議所が議会・行政当局や市民に働きかけるなど市町村合併に積極的な役割を果たすとともに、商工会議所自らが組織・活動基盤の強化や事業の効率化のため、商工会議所同士、あるいは他の経済団体との広域連携や合併に積極的に取り組むことが重要であることを確認した。

また、政府の市町村合併の推進活動について、「市町村合併をともに考える全国リレーシンポジウム2002」を後援するなど積極的に支援し、平成14年9月には、前年度に引き続き、片山総務大臣はじめ総務省幹部と日商幹部との懇談会を開催し、市町村合併の推進などについて意見交換を行った。

さらに少子高齢化社会の進展による年金・医療等の社会保障給付費の増大を賄うために、保険料

や消費税の引き上げの必要性などが検討項目とされている現状を鑑み、国・地方政府は、国民に負担を求める前に、まず自らの行財政改革の徹底により無駄を省き、効率化を進めて、国民負担の上昇を極力抑制すべきであるとの観点から、平成 15 年 3 月に「行財政改革特別委員会」の下に「行財政改革小委員会」を設置した。同小委員会では、国・地方の行政改革と歳出の見直しを最重要課題とし、「小さな政府」の実現に向けて必要な組織・事業の見直し、地方交付税・補助金の見直しと税源移譲等について検討を行い、提言のとりまとめを予定している。

(5) 新たな会計基準策定への取り組み

企業財務に関する諸制度の健全な発展等を図るべく、国際的動向を踏まえた会計基準の策定や改善を行う（財）財務会計基準機構に対する支援・協力を行った。

また、わが国の会計基準を国際会計基準に対応させる動きが活発な中で、ステークホルダーが限定的であることや会計処理に要する人員の確保が難しい中小企業の会計のあり方について検討を行うため、3月に中小企業庁が立ち上げた「中小企業の会計に関する研究会」等に積極的に参加した。6月には、同研究会において「中小企業の会計に関する研究会報告書」が取りまとめられた。

(6) 労働関係法規の見直しへの対応

産業構造の変化、就労ニーズの多様化が進む中、雇用・労働市場における規制や制度のあり方も、それらに対応しうるよう見直す必要があるとして、労働関係法規の抜本的な見直しが行われた。

雇用保険制度については、直面する雇用保険財政の破綻を回避するとともに、経済社会の構造変化や働き方の多様化に対応し、再就職支援の役割を安定的に果たしていけるよう、早急に制度の再構築を図る必要があるとして、厚生労働省労働政策審議会雇用保険部会において検討が開始された。審議の過程で使用者側委員からは、当面の雇用保険財政の危機的状況を踏まえ、給付については、徹底的に合理化すべきであり、再就職の促進と真に必要な者への給付の重点化に対応した見直しが必要である旨の主張を行った。その結果、再就職の困難な状況に対して給付の重点化を図るとともに、基本手当日額と再就職時賃金の逆転現象が生じていた高賃金・高給付層について給付率と基本手当日額の上限額の見直しを行い、その他、教育訓練給付の給付率と上限額の縮減、高年齢者雇用継続給付の給付率引き下げ、雇用保険三事業による助成金の整理統合など、大幅な給付削減が行われた。

他方、保険料率の見直しについては、使用者側委員から、企業の公的負担の増加は、その雇用維持努力を阻害し、国際競争力を一層損なうことが懸念されることから、徹底的な給付の削減が大前提であり、保険料の安易な引き上げは認められないことを主張した。その結果、保険料率については、補正予算による「早期再就職支援基金事業」の創設に対応し、平成 15、16 年度は 1.4%に据置きとしたうえで、平成 17 年 4 月から 1.6%に改定されることとなった。

第 156 回国会においてこれらの内容を盛り込んだ雇用保険法の改正が行われ、平成 15 年 5 月 1 日より施行されることとなった。

労働基準法の改正については、多様な働き方の実現、働き方に応じた適正な労働条件の確保、紛争解決に資するルールの整備等を基本的な視点とした労働基準の見直しが行われ、改正法案が 15 年 3 月に閣議決定され、国会へ上程された。今回の改正では、使用者側の要望に沿って、有期労働契約期間の上限が 1 年から 3 年に延長されたほか、企画業務型裁量労働制の導入、運用等に係る手

続きについて、労使委員会の決議の全員合意要件の緩和、届出手続きの簡素化、対象事業場について本社等に限定しないことなどの措置が盛り込まれた。解雇のルール化については、労働契約の終了に際して発生するトラブルを防止し、その迅速な解決を図るため、労働基準法において、判例において確立している解雇権濫用法理が明記されることとなった。

労働者派遣事業や職業紹介事業の規制緩和については、派遣期間の延長、製造業への派遣解禁を盛り込んだ労働者派遣法改正法案と、職業紹介事業の許可・届出制の見直しを盛り込んだ職業安定法改正法案が3月に閣議決定され、第156回国会に上程された。特に、職業紹介事業に関しては、深刻な雇用情勢の下では、商工会議所をはじめとする民間活力を十分に活用する必要があり、規制緩和をはじめ適切な措置が講じられるよう要望してきたが、今回の職業安定法の改正の中で、商工会議所が会員向けに行う無料職業紹介事業については許可制から届出制に緩和されることとなった。

(7) 社会保障問題・少子化問題への取り組み

平成16年度に予定されている公的年金制度改革について、同制度が国民の老後の生活を保証するセーフティネットとして、予測不可能な少子化に左右されず、持続可能で国民及び企業の信頼性の高い制度としなければならないとの観点から、給付と負担のあり方の見直しや公的年金を補完する企業年金制度の普及及び環境整備などに焦点を当て、あるべき制度のあり方について検討し、平成14年9月に「年金制度の抜本改革」に関する意見をとりまとめた。

同意見では、基礎年金はシビルミニマムとして維持し、全額国庫負担の税方式とする。厚生年金は、給付水準を調整し、保険料による賦課方式とする。また、保険料率は現行より低率で長期固定とする。年金積立金は、後世代の負担軽減のため計画的に取り崩し、将来的には国債で運用する。世代間の公平性確保の観点から高齢者世代に対する公的年金等控除など税制上の優遇措置を縮減する。企業年金は、特別法人税の廃止、確定拠出年金の拠出限度額の引き上げ、厚生年金基金代行部分の返上要件緩和など意見した。

(8) 教育問題への取り組み

当所では「健康な日本」を担う優れた人材の育成を目指し、平成14年10月に、提言「教育のあり方について」をとりまとめた。同提言は、平成13年11月から中央教育審議会において「教育振興基本計画の策定と新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方」について審議が始まったことに対応し、教育改革の方向と内容について提案をとりまとめたものである。提言では、教育改革を重要な国家戦略の一つと位置付け、教育基本法の見直しをはじめ、教育のあり方を抜本的に改革することが必要とし、国や郷土を愛する日本人としての誇り、自然や伝統・文化及び道徳の尊重、「勤勉」という価値観の重視を強調した。

教育改革への具体的提言として、初等・中等教育においては、国民全員の基礎知識・学力の底上げと英才教育、歴史教育と道徳教育の充実、ものづくり教育の充実など10項目、高等教育においては、大学入試・卒業試験の改革、大学への競争の導入など5項目。また、商工会議所の役割としては、理念よりも行動という認識のもと、地域・企業と教育機関との橋渡しの役割を強化することを強調した。なお、平成15年3月に中央教育審議会が答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画のあり方」を発表したが、同答申に当所提言内容がほぼ全般的に盛り込まれた。

(9) 地球温暖化をめぐる諸問題への対応

平成 14 年 3 月に政府が「地球温暖化対策推進大綱」を決定し、京都議定書の温室効果ガス削減目標を達成するための具体的対策とその実施スケジュールを明らかにしたことを受けて、環境省中央環境審議会地球温暖化対策税制専門委員会において温暖化対策税制の検討が開始され、7 月に「我が国における温暖化対策税制について(中間報告)」が取りまとめられた。これに対し、日本商工会議所は、地球温暖化対策については環境と経済の両立が大前提であり、現下の経済情勢において、産業界に新たな税負担を課せば、環境と経済の両立を実現することは不可能であり、環境税導入の是非について何ら国民的議論も行わずに、導入を前提とした具体論が先行することは断じて受け入れられないと反対の意を表明した。

(10) 経済法規に関する問題への取り組み

経済法規小委員会を中心に、各種法律の改正についての検討を行い、法制審議会等に意見書を提出した。

担保・執行法制について、法務省は、現代の経済取引の実務に適応できなくなっていることから、法制審議会担保・執行法制部会の審議を経て、3 月に「担保・執行法制の見直しに関する要綱中間試案」を公表した。同中間試案には短期貸借制度、差押禁止財産の範囲の見直し等が盛り込まれており、これに対し日本商工会議所では経済法規小委員会において、個人保証を行っている中小企業経営者等の再起を支援する観点などから、差押禁止財産の範囲の拡大などを求める「『担保・執行法制の見直しに関する要綱中間試案』に対する意見」をとりまとめ、法務省に提出した。

その結果、第 156 回国会において、民法および民事執行法の改正が行われ、差押禁止財産の範囲拡大などの要望事項が一部実現した。

また、仲裁法制について、わが国の仲裁制度は明治 23 年制定の「公示催告手続に関する法律」に根拠を置くが、これまで実質的な改正がなされておらず、ADR の拡充が求められる中で、仲裁法制の改正の必要性が強く主張されていたことから、司法制度改革推進本部は、国連国際取引法委員会(UNCITRAL)が策定した国際商事仲裁模範法(モデル法)の採用について検討を行い、8 月に「仲裁法制に関する中間とりまとめ」を公表した。これに対し当所では、経済法規小委員会において仲裁制度を利用しやすいものとするために新仲裁法の制定を推進するべく、「仲裁法制に関する中間とりまとめ回答書」をとりまとめた。仲裁法案は第 156 回国会に上程され、平成 15 年 7 月に成立した。

破産法について、法制審議会倒産法部会及び同部会破産法分科会では、10 月に破産法の定める破産手続及び免責手続の迅速化及び合理化を通じて現代のニーズに応えることなどを目的とした「破産法等の見直しに関する中間試案」を公表した。これに対し当所では経済法規小委員会において担保・執行法制における差押禁止財産と同様、個人保証を行っている中小企業経営者等の再起を支援する観点などから、自由財産の範囲拡大などを求めた「『破産法等の見直しに関する中間試案』に対する意見」をとりまとめ、法務省に提出した。破産法等の見直しについては、現在、法制審議会において引き続き検討されている。

また、不正競争防止法について、産業構造審議会知的財産政策部会不正競争防止小委員会は、営業秘密の保護強化などの審議を行い、12 月に「不正競争防止法の見直しの方向性について(案)」を公表した。これに対し、当所では契約情報等、営業上の情報に関する不正行為についても刑罰の

対象とすることなどを求めた「『不正競争防止法の見直しの方向性について（案）』に対する意見」を1月に経済産業省へ提出した。不正競争防止法は第156回国会において改正が行われ、営業秘密の刑罰は保護が図られることとなった。

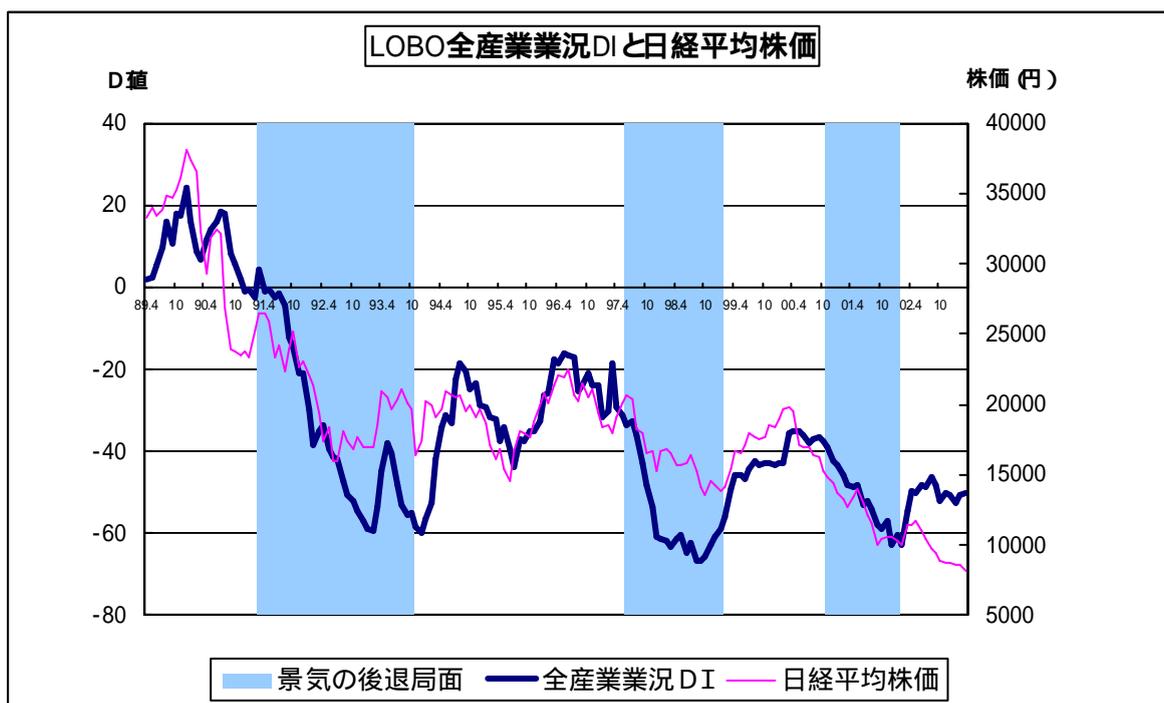
さらに、産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会は、知的財産戦略大綱において早期に検討が必要とされた特許制度のあり方について検討を行ってきたが、12月に「最適な特許審査に向けた特許制度の在り方について 中間取りまとめ（案）」を公表した。これに対し、特許審査請求料について中小企業への減免などを求める「『最適な特許審査に向けた特許制度の在り方について 中間取りまとめ（案）』に対する意見」を1月に経済産業省へ提出し、第156回国会において特許法の改正が行われた。

(11) LOBO調査による景気動向の迅速な把握とその活用

平成元年4月にスタートしたLOBO調査（早期景観測システム）については、平成10年度より導入した商工会議所イントラネットによる調査・回収が各地商工会議所に定着し、より迅速な調査が可能となった。14年度には調査対象の一層の拡充を図る（15年3月現在、401商工会議所管内の2,604業種組合等）とともに、景気動向のよりの確かつ迅速な把握に努めた。また、この調査結果を裏付けとして、景気対策等各種政策提言活動を展開した。

平成14年度業況DI（前年同月比）の推移

	14年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	15年 1月	2月	3月
全産業	49.7	50.4	48.1	48.9	46.4	48.1	52.3	50.4	50.5	52.8	50.7	50.1
建設	67.7	66.7	61.6	57.1	55.7	56.8	63.7	62.9	63.0	65.5	64.7	64.8
製造	53.6	53.8	48.5	47.6	44.8	49.2	53.7	46.7	47.7	49.1	46.7	43.9
卸売	58.4	58.1	52.1	48.7	46.6	50.6	57.1	44.9	43.1	46.2	48.2	54.4
小売	41.9	42.7	41.1	49.1	45.0	42.3	45.8	46.0	48.6	51.1	48.0	49.2
サービス	39.2	41.8	45.8	44.5	43.4	47.2	49.4	53.7	50.4	53.4	50.2	46.2



2. 多様で活力ある中小企業の成長・発展、セーフティネットの整備・拡充

(1) 創業・経営革新支援事業の推進

中小企業庁の補助事業として、創業予定者等に対し、創業に係るビジネスプランを完成させ、創業に必要な実践能力を習得することを目的とした創業人材育成事業「創業塾」(5日以上かつ30時間以上)を全国117箇所(受講者4,186名)で実施し、さらに、本事業の一環として、創業塾受講者による創業事例をとりまとめた「創業事例集」を作成、配布した。

また、各地商工会議所の創業・経営革新支援活動の一助として、創業・経営革新支援担当経営指導員等を対象に、創業・経営革新支援担当経営指導員研修会を開催し、各地商工会議所の先進的な取り組み事例、創業・経営革新支援のポイント等を提供した。

(2) 中小・小規模事業対策への積極的支援

中小企業の技術開発への円滑な対応を支援し、中小企業による新事業の創出に寄与するため、平成10年に創設された中小企業技術革新制度(SBIR)の普及、情報の提供等を図ることを目的として、1月に東京250名、高松164名、京都100名の参加者を得て「SBIR推進フォーラム」を開催した。



SBIR推進フォーラム

経営改善普及事業については、ブロック別中小企業相談所長会議、特定商工会議所中小企業相談所直面問題会議、政令指定都市及び県庁所在地相談所長会議など各種会議や資料提供を通じて、小規模企業支援のための新規施策等について周知に努めるとともに、「支援体制強化情報ネットワーク整備推進事業」「インターネット活用情報交流事業」等の経営改善普及事業等における情報ネットワークの活用推進を図るため、各地商工会議所の経営指導員等を対象とした研修会を開催し、各地商工会議所における先進事例、ノウハウ等を提供した。

(3) 中小企業金融対策の推進

中小企業の資金調達の円滑化を図るため、9月の「中小企業・小規模事業対策の拡充強化に関する要望」をはじめとする要望をとりまとめ、実現に努めた。

その結果、資金繰り円滑化借換保証制度の創設、セーフティネット保証制度の対象拡大(「金融機関の合併・再編、支店や人員の削減のあおりを受けて貸出減少に直面する中小企業者」と「RCCに貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、再生可能性のある者」が保証の対象に追加された)、セーフティネット貸付制度の拡充、売掛債権担保融資保証制度の制度改善など、支援措置が講じられた。

また、平成15年4月を予定していたペイオフ全面解禁延期について、中小企業を取り巻く深刻な環境に鑑み、金融システム不安はもちろん中小企業の資金繰りや決済に支障をきたすことのないよう全面解禁の延期を求めた結果、平成14年12月にペイオフ関連法が成立し、全面解禁が2年延期

されることとなった。

さらに、政府系中小企業金融機関の見直し論議の凍結を求めた結果、12月の経済財政諮問会議において、民間銀行の不良債権処理の支援に、中小企業向け融資などの政府系金融を活用するため、当面は現在の活動を維持する方針が決定された。

経営指導を金融面から補完する小企業等経営改善資金融資（マル経）制度については、貸付限度額の特例（別枠450万円）措置の取扱い期間の延長などについて、各種会議や資料提供等を通じて周知徹底・利用促進を図るとともに、中小企業金融・マル経総合研修会やブロック別中小企業相談所長会議等を通じて円滑な運用・推進に努めた。14年度の商工会議所におけるマル経制度の推薦実績は、件数で42,155件、金額で1,573億3,759万円となり、全国の融資実績（商工会を含む）は2,579億9,900万円で、当初貸付規模5,500億円に対する消化率は46.9%となっている。

(4) 倒産防止特別相談事業の推進

6月から7月にかけて全国3カ所（釧路、富山、高松）において商工調停士研究会並びに担当者講習会を開催するとともに、10月には東京で全国商工調停士会を開催し、本事業に功労のあった商工調停士5名（商工会議所関係）及び4カ所（商工会議所関係）の相談室が中小企業庁長官から表彰された。

倒産防止（経営安定）特別相談室を設置している232商工会議所の14年度の相談受付件数の合計は2,393件であり、そのうち1,752件が商工調停士等のアドバイスによって倒産を回避することができた。業種別では、建設業（591件）、製造業（550件）、小売業（507件）の順に多く、規模別では小企業が依然半数以上を占めており、次いで小規模企業、中小企業の順となっている。経営不振に陥った原因としては受注・販売不振、関連企業の倒産が多かった。

(5) 製造物責任問題への対応

7年7月のPL法施行により、企業における製造物の安全性に対する責任が重くなり、さらには、10年1月の民事訴訟法の改正により、消費者は企業に対して訴訟を提起しやすくなった。PL法施行後の製品事故に関わる訴訟は34件となっているが、実際のPL事故件数は、製造業者がPL事故の表面化を恐れて示談で解決することが多くみられることから、訴訟件数を大幅に上回っていると考えられる。こうした状況を鑑みれば、企業のPL事故のリスク対策はますます重要になっているといえる。

このような現状を踏まえ、企業のPL事故時の損害賠償金や訴訟費用を確保するために創設した「中小企業PL保険制度」および「全国商工会議所PL団体保険制度」、「全国商工会議所中小企業海外PL保険制度」について、13年度に引き続き、各地商工会議所の協力のもと、ホームページや広報誌を通じて一層の加入促進に努めた。

(6) 裁判外紛争解決手段（ADR：Alternative Dispute Resolution）の普及・啓発活動

企業間取引において発生する様々なトラブルに対しては、従来より、裁判による解決が一般的であるが、裁判という解決方法は時間的・経済的に大きな負担を要するものであり、このため、当事者の一方が泣き寝入りの状態に陥ることも少なくない。

そこで、迅速、簡便、低廉で、諸外国において広く活用されている裁判外紛争解決手段（ADR）

の活用が、今後のわが国の企業、特に中小企業の商事トラブル等の有効な解決方法として期待されている。このため、広報誌（『ADR 裁判によらない紛争解決』『ADRの手引き～企業間の紛争解決に！～』等）の作成・配布、仲裁フォーラムの開催、移動相談会の開催、仲裁人等リストの検討、標準処理要領整備事業（『商工会議所ADR標準対応マニュアル』に関する説明会の開催）などの事業を実施し、ADRについての周知を図るとともに、商工会議所としてADRに対応するための体制整備に努めた。

(7) リサイクル問題への取り組み

リサイクル問題については、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」に関する情報提供など周知活動を行うとともに、各地商工会議所の協力のもと、（財）日本容器包装リサイクル協会の特定事業者との再商品化契約に係る業務の一部を受託し、事業者の円滑・適切なリサイクル推進の支援に努めた。

また、各地商工会議所における同受託業務の円滑な遂行のため、担当者研修会を開催した。

(8) 金融問題への取り組み

金融問題については、平成15年4月に予定されていたペイオフ解禁が金融システム不安を引き起こし、企業にとっては資金決済が滞るなどの悪影響が懸念されることから、7月に、景気が自律的に回復し、金融システムの安定化がより確実なものになるまでの間はペイオフ解禁を凍結すべきとする「ペイオフに関する要望」を政府・関係省庁等に提出した。その結果、10月には、ペイオフの解禁時期を2年延期することが閣議決定され、12月の第155回国会において、預金保険法及び金融機関等の更正手続の特例等に関する法律が改正された。

また、平成11年に策定された「金融検査マニュアル」の弾力化を図る観点や貸し渋りや貸し剥がしを防止するため、金融庁が平成14年4月に公表した「金融検査マニュアル別冊（案）[中小企業融資編]」に対し、中小企業の特性を充分考慮し、中小企業をとりまく金融環境が改善されるよう、「金融検査マニュアル別冊（案）[中小企業融資編]に関する意見」を取りまとめ、5月に政府、関係省庁へ提出した。その結果、6月に公表された「金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]」においてマニュアルの具体化が図られた。

(9) 企業年金制度の普及啓発への取り組み

企業年金制度の更なる普及啓発のため、13年9月に設立した「商工会議所年金教育センター」（植松敏 理事長）を通じ、中小企業等が安心して企業年金や退職金制度等を導入できる社会基盤づくりに努めた。

同センターは、年金・退職金セミナー及び相談会の講師等を行える人材育成のための養成研修、各地商工会議所等への講師紹介、新年金制度の啓発用パンフレット・小冊子等の配布、ホームページによる年金制度・投資情報等の提供、新年金制度普及のための政策提言、DCプランナー支援活動などの事業を積極的に推進した。

また、14年11月12～13日、中小企業の年金・退職金問題の対応策を探ることを目的として、中小企業庁及び厚生労働省の協力の下、「商工会議所年金フォーラム InTokyo」を開催し、中小企業経営者やDCプランナー等延べ1,362名の参加者を得た。

3 . 地域産業空洞化問題への対応と総合的な街づくりの推進

(1) 地域産業空洞化問題への対応

地域産業空洞化の進展は、ものづくりの衰退、雇用の悪化、地域活力の減退等を招いており、その克服が喫緊の課題となっている。このため14年1月に設置した「地域産業空洞化問題特別委員会」において、国内の中小製造業集積地視察（埼玉県川口市、東京都大田区、大阪府東大阪市）関係者からのヒアリング、アンケート調査等を通じて実態把握に努めるとともに、その克服策について検討を進め、14年6月に「『ものづくり安全保障』と地域中小製造業の競争力強化」をサブタイトルとした中間取りまとめを行い、政府等に早急な対応を求めた。

その後、同特別委員会では、中国・台湾への現地事情視察や地域産業空洞化に関する定量分析などを行いつつ検討を重ね、平成15年3月には「中国脅威論を超え、もはやものづくりに国境はない」との基本認識に立ち、政府・自治体・企業経営者・商工会議所等がそれぞれ取り組むべき課題を盛り込んだ「地域で取り組むべき産業空洞化対策に関する提言」を取りまとめ、政府はじめ関係先にその実現を働きかけた。この提言を受けて、日本商工会議所は、15年4月から地域産業空洞化克服のための商工会議所アクション・プログラムをスタートした。

この一環として、政府等の支援策をはじめ、販路開拓やブランド確立に向けた各地商工会議所の取り組み事例、イベント情報等を収集し、ホームページ「ものづくり情報ナビゲーター」で提供した。

また、新たな成長分野、および空洞化対策としても期待される「産業観光」等、観光振興を図るため、15年1月にホームページ「観光振興ナビゲーター」を開設するとともに、新たに観光小委員会を設置した。

(2) 電源立地地域の振興

電源立地地域の地域振興を図ることを通じて電源立地等を円滑に促進するため、政府の委託を受けて、関係商工会議所の情報交換の場として「電源立地地域商工会議所連絡調整協議会」を開催したほか、ホームページ「電源立地をすすめる街の顔」のコーナーにおいて、地域情報等を広く一般に提供し、国民各層の電源立地地域への理解促進を図った。



中小製造業者を視察する山口会頭



地域産業空洞化問題特別委員会中国視察

(3) 街づくり推進のための要望活動等を展開

街づくり3法(「中心市街地活性化法」「大店立地法」「都市計画法」)の整合性を確保し、地域資源を活用した街づくりを推進するため、「平成15年度中小企業関係施策に関する要望」等において、大型空き店舗の活用支援、TMOの運営支援、コミュニティ機能の強化、地域事情に沿った大店立地法の運用確保と街づくり条例の制定支援など街づくりの一層の推進を強く求めた。この結果、大型空き店舗活用支援事業や、商店街などへの企業OB等の人材派遣制度が創設されたほか、TMO等が推進する商業基盤施設等の整備などに対する支援策が拡充された。

また、「平成14年度街づくりの推進に関する総合調査」の実施をはじめ、大店立地法に基づく届出・運用状況や、商工会議所等の対応状況に関する情報を収集・提供し、各地における街づくりを支援した。

(4) 中心市街地活性化に向けた各地取り組みを支援

政府においては、13年度に引き続き、14年度も中心市街地活性化対策として1兆円規模(関係8府省庁合計)の予算が措置された。また、15年3月末時点で中心市街地活性化基本計画を国に提出した市町村は543地域、市町村から認定を受けたタウンマネジメント機関(TMO)は272カ所(うち商工会議所がTMOとなったのは147カ所)となった。さらに、14年度に国の助成を受けて実施する商業タウンマネジメント計画(TMO計画)策定事業には28商工会議所を含む32地域が取り組んだ。

こうした中、各地における中心市街地活性化に向けた取り組みを支援するため、関係7団体で構成する「タウンマネジメント推進協議会」の運営に参画したほか、TMO支援のためのフォーラムやカンファランス、研修会の開催、ホームページや機関誌による情報発信等を行った。

(5) 「まちづくり条例」制定への各地取り組みを支援

住民や自然環境などにも配慮した計画的な土地利用を目指した「まちづくり条例」制定の動きが活発化する中、関係11団体で構成する「まちづくり条例研究センター」の運営に積極的に参画した。同研究センターは、各地の街づくり条例の制定状況等について調査・研究を行い、その結果をホームページに掲載したほか、15年1月に「まちづくり条例実践セミナー」を開催した。

(6) ホームページ等を活用した情報提供とセミナー等の開催

ホームページ上に設けている「街づくり情報ナビゲーター」において、各地の取り組み事例や政府の動きなどについて積極的な情報収集・提供に努めたほか、近年、地域振興とビジネスの両面を兼ね備えた事業として注目を集めているコミュニティ・ビジネスのコーナーを新たに設置するなど内容の充実を図った。また、毎月発行するメールマガジン「街づくりニュース」による情報提供にも努めた。

一方、12年度から商工会議所や地方自治体職員等を対象に開催している「地域振興セミナー」について、14年度は、「産学連携による街づくり」を年間テーマとして、東京都、大垣市、三田市・守口市・門真市で合計3回開催した。このほか、商工会議所街づくり担当職員研修会を開催した。

4 . 経済のグローバル化に対応した国際交流の促進と中小企業等の国際化支援

(1) 訪 A S E A N 経済ミッションの派遣

9月29日から10月5日までの7日間、山口会頭を団長に各地商工会議所会頭、日商特別顧問、東商委員長等、総勢36名からなる訪 A S E A N 経済ミッションを派遣した。一行は、インドネシア（ジャカルタ）、シンガポール、タイ（バンコク）の3ヶ国を訪問し、政府首脳、経済界代表、日本人商工会議所幹部等と、中国の台頭が著しい状況下における日本と A S E A N 各国との協力や経済連携などについて意見交換を行った。また、訪問国の投資環境を一層整備するために進出日系企業が抱える問題点の解決を政府首脳に要望した。

(2) 各種経済ミッションの派遣・受入れ

メキシコ（アカプルコ）において開催された A P E C 中小企業会議（ビジネスフォーラム）に参加するため、8月に「A P E C 中小企業会議ミッション」を派遣し、A P E C 域内各国の中小企業経営者とのビジネス交流の足がかりを確立する成果をあげた。

このほか、インド、ミャンマー、カンボジアに経済ミッション等を派遣した。

また、海外からの政官財界要人・経済ミッション等の表敬訪問の受入れ、歓迎昼食会の開催等を通じて、相互理解と交流の促進に努めた。

(3) 多国間・二国間会議開催を通じた国際経済交流活動の展開

相互依存関係が高まりを見せているアジア太平洋諸国を中心に太平洋経済委員会（P B E C）、アジア商工会議所連合会（C A C C I）などの多国間会議、オーストラリア、ニュージーランド、フィリピン、インド、パキスタン、スリランカ、バングラデシュ、韓国、台湾、アルゼンチン、ペルーなどとの二国間会議や各種セミナー・勉強会を通じて、貿易、投資、技術移転などの幅広い分野での交流を図るとともに、企業が直面する諸問題についての意見交換や解決策の検討を行った。

なお、5月にはメコン河流域の国・地域のビジネスチャンスを探ることなどを目的に、ベトナム・ビジネス研究会と日本ミャンマー商工会議所ビジネス協議会を発展的に再編した大メコン圏ビジネス研究会を設置した。

(4) 自由貿易協定（F T A）締結の推進

世界各国・地域で自由貿易協定（F T A）の締結が進展している状況下、我が国は、2002年1月にシンガポールとの間で「日本シンガポール新時代経済連携協定」を初めて締結した。自由貿易協定締結は、相手国との制度調和による経済活動の円滑化や障壁撤廃などによる企業の貿易取引・直接投資の拡大や国内の構造改革促進が期待され、現在、メキシコ、韓国、タイ、フィリピン、A S E A N、マレーシア、チリ等との締結について協議・研究が進められている。当所では日比経済委員会や日智経済委員会などの二国間経済委員会および国際経済委員会において、それぞれの自由貿易協定について検討を行い、適宜政府に意見・要望活動を行った。

(5) 南西アジア諸国との国交樹立周年記念事業

わが国と南西アジア4カ国との国交樹立50周年(インド、パキスタン、スリランカ)および同30周年(バングラデシュ)を記念し、政府ならびに民間で年間を通じてさまざまな事業が行われた。外務省は、当所が運営している各経済委員会を中核として「記念事業組織委員会」(委員長:川本信彦・日印経済委員会会長、日商特別顧問)を立ち上げ、募金活動を実施した。寄せられた寄付金(約5千万円)は、関係経済委員会主催のシンポジウムや各種イベントに活用された。

(6) 発展途上国の商工会議所運営強化等の支援

13年度に引続き、国際協力事業団(JICA)の委託を受けて、アジア・西太平洋地域の商工会議所等経済団体の中堅幹部を対象に、日本の商工会議所の事業運営や中小企業振興活動等についての研修(商工会議所マネジメント研修)を約1カ月間にわたり実施し、発展途上国の商工会議所の運営強化およびそのための人材育成を支援した。

また、太平洋経済委員会(PBEC)では、アジア太平洋諸国の民間中堅幹部の育成を図るため、昨年に引き続き、国際協力事業団(JICA)が主催する太平洋民間協力研修に協力した。

(7) 貿易・投資自由化への取組みと貿易証明業務の円滑な運営

APEC(アジア太平洋経済協力会議)の公式民間諮問機関であるABAC(APECビジネス諮問委員会)の活動を通じ、投資障壁の削減、知的財産権の権力行使の強化など、域内の貿易・投資の自由化・円滑化のための提言を行った。

さらに、貿易の円滑化の一環として、国際商業会議所銀行技術実務委員会に参加し、荷為替信用状に関する統一規則および慣例の改訂作業にあたり一定の貢献を果たした。また、世界商工会議所連合会・原産地証明作業部会に対しては、わが国における原産地証明発給の実状について各種データ・事例の提供を行った。

また、「商工会議所貿易関係証明発給事務規則」普及のため、貿易証明運営委員会、貿易等証明業務担当者研修会、13大都市商工会議所貿易証明担当者会議等を開催し、さらに、各地商工会議所の貿易証明の発給状況ならびに貿易証明事故に関するアンケート調査を実施した。そして、原産地証明発給にあたって主に全国商工会議所より申請者に販売・頒布を行っている「商工会議所貿易関係証明申請事務マニュアル」の英語版をインターネット上に公開し、特に海外向けにより充実した情報発信を行った。

このほか「日本シンガポール新時代経済連携協定」の締結に伴い、特恵原産地証明の発給を11月より開始した。

(8) 中小企業の国際化と貿易取引の促進

中小企業の国際化支援のため、13年度に引き続き、多くの進出日系企業が存在するインドネシア、韓国、中国、フィリピン、マレーシア、シンガポール、タイ、香港の8カ国・地域の在外日本人商工会議所に「中小企業委員会」を設置し、当該国の進出日系企業の経営相談、地元政府への意見活動等を実施した。

また、海外投資促進セミナーの開催を通じて、投資環境等の情報提供に努めるとともに、世界各地の商工会議所とのネットワークを活用し、海外との取引・投資を希望する日本企業に対して海外

の業者に関する情報提供を行った。

一方、日本企業との取引を希望する外国企業からの照会に対しては、個別に回答を行うほか、インターネット上で企業が直接書き込み可能な取引システムを開発し、提供した。

さらに、全国の海外取引を希望する商工会議所会員企業のデータをインターネットを通じて世界に発信し、内外相互のビジネスの拡大に供した。

(9) 在外日本人商工会議所等との連携強化と各地商工会議所国際活動への支援

進出日系企業をメンバーとする在外日本人商工会議所等に対して、職員の派遣および日本経済の動向等に関する資料提供を通じてその運営を支援した。

また、各地商工会議所が実施する海外ミッションの派遣・受入れ、投資環境セミナーの開催、海外における展示会・見本市への参加、外国企業からの取引照会の処理、海外商工会議所等との姉妹提携などの国際活動に対して、情報提供を中心として各種支援を行った。特に、各地商工会議所の海外ミッション等の派遣にあたっては、在外日本人商工会議所等との連携を密にし、当該国の経済情勢、日本企業の進出状況などに関する情報を提供するとともに、現地における日系進出企業の視察・懇談会などについて便宜供与を行った。

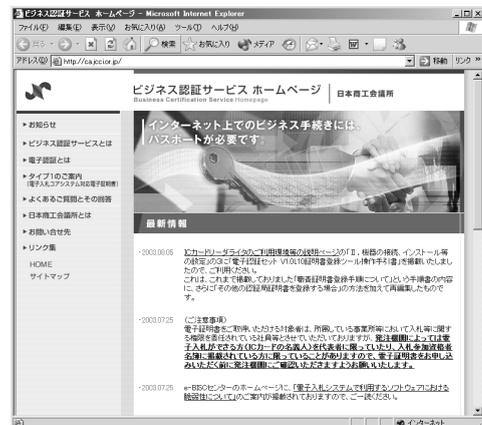
5 . I T時代に相応しい商工会議所の情報武装化の充実

(1) ビジネス認証サービス（電子証明書発行事業）の開始

政府の e-Japan 戦略における電子政府化に対応するため電子認証制度の検討を重ね、15年3月12日に電子署名及び認証業務に関する法律（電子署名法）に基づく特定認証業務の認定を取得し、同日、国土交通省などが導入する「電子入札コアシステム」に対応した電子証明書（ICカード）の発行サービス（「ビジネス認証サービスタイプ1」）の業務を開始した。

国土交通省では、15年4月から「電子入札コアシステム」に全面的に移行し、直轄の公共工事がすべて電子化された。同システムは他の省庁、都道府県など多くの発注機関でも導入される計画であり、当面、入札に参加する事業者は日商を含む8つの認証局が発行する電子証明書（ICカード）が必要となる。

電子証明書発行事業の開始に先立ち、各地商工会議所職員を対象とした「商工会議所電子認証事業概要説明会」を東京、大阪、福岡で開催した。また、取次所を希望する商工会議所職員を対象に「商工会議所電子認証事業担当者研修会」をカリアックで開催した。



ビジネス認証サービスホームページ



ICチップの入った
ビジネス認証サービスカード

なお、16年2月より国税庁の電子納税が開始されることを踏まえ、一般行政手続用の電子証明書の発行を目指して運用規程や事務要領の詳細を検討している。

(2) 「ITヘルパー認定制度」について研究

当所では、中小企業への情報化支援策の一つとして、平成12年度より「ITヘルパー認定制度」について研究・検討を進めてきた。この制度は、ITに関する豊富な知識・経験を有するとともに、地域においてボランティアベースで指導に当たることが可能な時間的にも余裕のある情報関連企業のOBの方々等を組織化して派遣する制度で、ITの有効活用について企業個別の支援・指導ニーズに対応するものとして発案されたものである。

また、本制度の研究・検討の過程で、東京、市川、川越商工会議所の会員企業の協力を得て、企業におけるIT化の実態調査が実施された(社団法人日本コンピュータシステム販売店協会実施)。本調査によると、中小企業においてもパソコン等のIT機器の導入は進んでいるが、その活用については経営者の満足度は低く、その要因としてITスキルをもった人材が不足していることが挙げられ、個別業務に対応したITの相談・指導が求められていることが明らかとなった。

「ITヘルパー認定制度」はこうした中小企業の情報化支援ニーズに応える一つの方策であるとして、当所情報化委員会(2月)において各地商工会議所に紹介するとともに、今後は地域特性に基づいた形での会員企業等への情報化支援策が必要である旨を報告した。

(3) IT研修事業の推進

中小企業のIT革命への対応を支援することを目的として、12年度に引き続き「情報通信技術活用研修事業」を実施した。

この情報通信技術活用研修事業は、15年度の電子政府の構築にあわせ、中小企業において電子商取引(EC)等が可能となる体制が整えられることを目的に、15年度までにのべ100万人の経営者等を対象に、全国の商工会議所等において「中小企業のEC(電子商取引)入門研修会」を実施するもので、14年度は、商工会議所では全国274カ所の研修施設において8,208回実施し、のべ58,016名が受講した。

(4) IT小委員会、IT研究会の開催

4回のIT小委員会ならびに2回のIT研究会を通じて、電子政府や自治体の動き等について情報交換を行うとともに、電子証明書の発行に向けて、事業展望や各種運用規程、各地商工会議所の役割等について検討を重ね、その結果平成15年3月に電子認証事業を開始する運びとなった。

(5) オンラインマーク制度の運用

近年の企業・消費者間(BtoC)の電子商取引、いわゆるインターネットショッピングの急速な普及に伴うトラブルの増加に対応するため、日本商工会議所と各地商工会議所は平成12年5月より消費者保護および健全なEC市場の発展と事業者の育成に資することを目的にオンラインマーク制度を運用している。(14年度末時点でマーク発行件数は392件)

本制度については、10月より制度面・運用面について見直しを図り、事業者の利便性向上を図るとともに、地域センターの負担を軽減していくこととした。

6 . 全国商工会議所の組織・財政基盤強化と交流、合併・連携の支援

(1) 各種検定試験の厳正公正な施行

各種検定試験は、各地商工会議所の協力のもと、13年9月に制定した「商工会議所検定試験に係る管理規則」に基づいて厳正公正に施行したことにより、これまで大きなトラブルもなく経過している。14年度においては、改めて管理規則の周知徹底を図るために、各地商工会議所の検定担当職員や試験委員、採点委員を対象とした研修会（計5回、約400名参加）を新たに開催し、管理規則制定の趣旨や留意事項等を説明するとともに意見交換を行った。

また、定例の職員研修会や検定担当者会議などの諸会議を通じ、管理規則の遵守と厳正公正な施行について各地商工会議所の理解と協力を求めるとともに、試験の直前には、イントラネットやEメール等に留意事項を掲載するなど、あらゆる機会を活用して管理規則に基づいた厳正施行の周知徹底に努めた。

さらに、受験者からのクレームに迅速に対応し、トラブル防止を図ることを目的に、イントラネットの検定規程集の参考資料として掲載している「施行上のポイント」にクレーム対応Q&Aを新たに掲載した。

(2) 時代のニーズに合った各種検定試験の制度改善、新規検定の開発

簿記検定については、6月から7月にかけて9商工会議所の協力を得て、マークシート用の試験問題による試行試験を実施し、13年度に引き続いて答案用紙のマークシート化に向けた検討を重ねた。また、最近の関係法令の改正等で1級の出題範囲が広がったことなどにより、受験者の負担が大きくなっているために、各地商工会議所を対象にアンケート調査を実施し、その結果を踏まえて「出題区分表」の見直しに向けた検討を行った。

販売士検定では、従来の「小売商（販売士）検定」から「販売士検定」に名称変更するとともに、各地商工会議所の採点事務の負担軽減と受験データ等の収集・提供を目的に、1級の筆記試験（客観式問題）の答案用紙を2～3級と同様に、マークシートに変更した。

珠算検定では、12年8月にとりまとめた「珠算教育のあり方に関する特別委員会提言」に基づいて1～6級の試験内容や施行方法等を抜本的に改め、6月の統一試験から適用した（4～6級は4月から適用）。また、日本珠算連盟からの強い要望を踏まえ、1～3級についても、4～6級と同様に、15年度から日本珠算連盟に事務処理を委託した。

DCプランナー検定では、Eメールアドレスを登録したDCプランナー資格登録者（1～2級の合計で約2,500名）に対し、年金関係等の最新情報を掲載した「DCプランナーメールマガジン」の配信を8月より開始するとともに、15年1月には資格登録者全員（1～2級の合計で約5,200名）に紙媒体の会報「DCプランナー」（創刊記念号）を送付した。

日商マスター認定制度は、14年度で10周年を迎えたことから、記念事業の一環として、8月にカリアック（浜松市）で記念式典を開催するとともに、11月には米国視察会を実施し、米国における最新のIT事情やIT活用による指導・教育方法を視察研修した。また、日商マスター10年の歩みや全国各地のマスタークラブの活動を紹介した記念誌を3月に発行した。

このように、制度改善に努める一方で、商業英語検定（昭和37年9月から施行）と英語ビジネ

ス文書作成技能検定（昭和29年11月から施行・平成9年度より「英文タイプライティング」から名称変更）は、いずれも受験者数が激減し、施行箇所数も年々減少していることから、社会的ニーズが低下したと判断し、14年度の試験を最後に廃止した。同様に、日本語文書処理技能検定の4級試験も、14年度をもって廃止した。

また、IT時代に対応した新たな検定試験の開発についても、学識経験者による準備会合や研究会を通じて研究・検討した。特に、ビジネスで電子メールを利用するうえで必要とされる知識やルール・マナー、文書作成能力を判定する「電子メール活用能力検定」、IT時代に対応した国際ビジネスコミュニケーション手段としての英語を使える人材の育成を目的とした「日商ビジネス英語検定（仮称）」については、15年度の下期からの施行に向けて所要の準備を進めた。

さらに、「珠算教育のあり方に関する特別委員会提言」（12年8月）を踏まえ、そろばん等の計算器具を使用しないで暗算や筆算で計算する能力を判定する「計算能力検定」の試験内容や施行方法等について検討し、15年度の下期から施行することにした。

上記の特別委員会提言では、「そろばんの学習が人間の脳に与える影響やそろばん学習者と非学習者との比較等を調査・研究し、その結果を社会に広くアピールすることによって珠算人口を拡大するために、学術団体を設立すべき」旨提案していることから、全国の数学者や数学教育関係者、数学愛好者、珠算等の文化的伝統の愛好者や指導者、医学・心理学の研究者など約150名が発起人となって設立した「日本数学協会」（14年12月設立）に対し、当面の間は、当所が事務局として支援していくことにした。

(3) ビジネスキーボード認定試験を創設

パソコン等情報機器共通の入力装置としてのキーボードの基本操作技能であるタッチタイピング技能の教育・普及を目的として、「キータッチ2000テスト」を平成6年度から施行してきた。14年度においては、その中・上級試験にあたり、ビジネス実務で要求される速くて正確なキーボードの操作技能を認定する「ビジネスキーボード認定試験」を10月に創設した。

この試験は、日本語、英語、数値の3科目からなり、パソコン上の画面に示された問題文のとおり文章や単語、数字等を入力するもので、試験施行から採点までをCD-ROMの自動実行プログラムで行い、入力文字数によって各科目ともS（満点）、A～Dの5段階で評価するものである。

(4) 各種検定試験のIT化の推進

商工会議所が施行している各種検定試験は、社会的に高い信頼と評価を得ている一方で、「申込手続きが不便」「受付期間が短い」「合否発表まで時間がかかる」など、受験者や教育機関等のニーズに必ずしも応えているといえない面もある。現行の紙媒体を中心とした施行方法では、これらの改善に向けた制約が大きく、限界があることから、IT（情報技術）を活用した新たな施行方法が求められるところである。

このため、受験申込から試験施行・採点、合否発表までをインターネットを活用して施行する「ネット検定」についての研究を進め、8月に開催した全国商工会議所専務理事・事務局長会議において「商工会議所ネット検定構想」を発表した。

ネット検定の実施により、受験者のニーズに応えるとともに、検定試験のクオリティと信頼性を高め、併せて試験施行コストの軽減を図ることができることから、今後創設する検定試験は、ネッ

ト検定化することを前提に研究・開発することとした。

15年度よりシステム開発を開始しており、現行のCD-ROMで施行している「キータッチ2000テスト」や「ビジネスキーボード認定試験」を15年度内にネット検定化するとともに、新たに創設する「電子メール活用能力検定」と「日商ビジネス英語検定(仮称)」も、ネット検定として施行する予定である。

また、検定試験のIT化の一環として、各地商工会議所における販売士検定の資格登録・資格更新手続きに関する事務の合理化・効率化を目的とした「販売士データベースシステム」を7月から本格稼働した。これにより、各地商工会議所では、登録者情報の検索や変更処理等を即時にパソコン上で行えるようになった。

さらに、11月には、大韓商工会議所との間で、日韓両国の商工会議所の検定事業のIT化や新規検定の研究・開発、資格の相互認証等の分野で協力・提携していくことで合意書を取り交わした。



WEB検定試験画面

(5) 各種検定試験のPR

14年度においても、検定試験が集中する直前の4月と9月を「検定試験PR月間」と位置付け、各地商工会議所の協力のもとに、会報や検定ホームページ(<http://www.kentei.ne.jp>)、PRポスター(24万枚)、「商工会議所検定試験ガイド」(20万部)、「日商パソコン検定」(16万部)等の各種パンフレット等を活用して、企業や学校等に対して全国一斉の集中したPR活動を展開するとともに、全国紙や資格・検定関連情報誌・紙への定期的な広告掲載やPR記事の提供を行った。また、電話で検定試験の施行情報が確認できる「検定情報ダイヤル(TEL:03-5777-8600)」は、受付時間を延長するとともに、年中無休としたことから、年間約9万件の利用があった。

また、検定ホームページは、受験者の利便性を向上させるために、トップページのリニューアルを行うとともに、コンテンツの充実を図り、タイムリーな情報提供に努めた。特に、受験者に対する学習の参考とするために、簿記では「出題の意図」、日本語文書処理技能やビジネスコンピューティングでは「試験の講評」を13年度に引き続き掲載したことに加え、14年度からは販売士1級試験の記述式問題の講評も新たに掲載した。こうしたことにより、年間の総ページビュー数は前年度の2倍以上の約2,000万ページビュー(延べ650万名の利用)にのぼった。さらに、携帯電話で各種検定試験の施行情報が確認できる携帯サイト(14年1月に開設)の年間ページビュー数は、53,000ページビュー(延べ26,000名の利用)を数えた。

(6) 全国商工会議所青年部連合会・全国商工会議所女性会連合会活動支援

全国商工会議所青年部連合会(商青連)では、全国9ブロック(北海道、東北、関東、北陸信越、東海、近畿、中国、四国、九州)で青年部ブロック大会を開催するとともに、「第22回全国大会」を11月に守口市・門真市で開催し、約4,500名が参加した。さらに、15年2月には、柏市で約1,300名の参加を得て「第20回全国会長研修会」を開催し、各地商工会議所青年部の意識高揚、連携強化等を図った。

6月には企業経営者・後継者としての資質向上を目的とする研修事業として、比叡山において「翔生塾」を開催し、座禅、講話及び講演等を行った。さらに、新たにコミュニティビジネス委員会を設置して7名の商青連出向理事と単会会長の推薦を受けた30名の公募委員が活動を行った。その結果、15年3月末現在、全国で14のNPOが設立（準備中を含む）され、地域の課題にビジネスの手法で取り組むコミュニティビジネスに取り組んでいる。また、平成14年度は商青連設立20周年にあたり、特別委員会として「20周年記念事業委員会」が設置され、「20周年記念誌」の作成と研修委員会による「ヤングリーダー研修会」の実施、及び同研修会の記録ビデオ・DVDの製作を柱として活動を行った

なお、15年3月末現在の青年部設置数は447カ所、うち商青連加入は397カ所（加入率88.8%）となっている。

全国商工会議所女性会連合会（全商女性連）は、10月に福岡市において「第34回総会」を開催し、全国から3,233名が参加した。同総会において、提言「仕事と子育ての両立支援を目指して」を決議した。これは、「子育て世代の就業環境に関する調査」を実施し、仕事と子育てを両立するために、働く女性達が求める保育施設のサービスや環境等についての意見を集約し、提言として取りまとめたもので、総会決議後、11月に政府に対して提出した。

また、創業期の女性経営者で、日々、経営革新・創意工夫に果敢に取り組み、他の女性経営者の範となる企業経営・事業展開等に実績を上げている者を顕彰し、奨励・支援する「女性起業家大賞」を創設し、11名を表彰した。

なお、15年3月末現在の女性会設置数は420カ所、うち、全商女性連加入数は399カ所（加入率95%）となっている。



青年部全国大会大阪大会を開催



女性会総会福岡大会を開催

(7) 運営小委員会、商工会議所運営問題研究会等での検討

運営小委員会では、運営委員会の下部組織として、商工会議所および日本商工会議所の運営面・事業面の諸課題、および法制上の諸問題等について多面的な検討を行っている。14年度は、全国的に展開する企業・支店等の会員加入促進策、日本商工会議所における「副会頭に準ずる者」の設置、商工会議所の合併円滑化の方策等について検討を行った。

支店等会員加入促進については、これまでの検討の中でも賛否両論があったが、地域によってはそうした支店等が既に会員加入しているケースも見られることから、一律に本社に対してストレートに加入を依頼するのではなく、地域経済社会全体の活性化と発展に貢献する商工会議所の目的と

活動趣旨を日本商工会議所から説明することとし、多数の商工会議所から希望が寄せられた企業(99社)の本社宛てに、15年4月、書面を送付した。また「副会頭に準ずる者」の設置については、日本商工会議所の組織及び事業活動の強化を図り、全地域を網羅した体制とするため、定款の一部変更を行い、6地域ブロック(北海道・東北・北陸信越・中国・四国・九州)のそれぞれの代表者を新たに日本商工会議所の「副会頭に準ずる者」とすることとし、14年10月、6名が就任した。

商工会議所の合併円滑化の方策については、運営小委員会のもとに経済産業省との事務レベルの勉強会として設置している「商工会議所法問題勉強会」を中心に検討を行い、経済産業省に働きかけたところ、15年4月に同省より「商工会議所の合併に係る特例措置」の通達が発出され、合併時の副会頭や議員等の処遇面などの改善が図られた。しかしながら、現行の商工会議所法には「合併手続規定」が設けられていないことから、財産・債権債務等の包括承継ができない、解散した商工会議所の資産が一定期間凍結されてしまう、登録免許税や不動産取得税等の税制面において、贈与とみなされ高率の課税がなされてしまう等の合併推進を阻害する様々な要因が残されている。そのため運営小委員会では、商工会議所法問題勉強会を中心に商工会議所法の早期改正について引き続き検討を行い、合併円滑化のための環境整備に向け取り組んでいくこととなった。

(8) 中小都市等商工会議所会頭と日本商工会議所正副会頭との懇談会の開催

地区内人口10万人未満あるいは地区内人口10万人以上であっても常議員会のメンバーではない「中小都市等」の商工会議所を対象として、これらに該当する商工会議所の意見を、日本商工会議所の政策要望や運営などに、一層反映させる目的で、平成14年5月23日に『中小都市商工会議所懇談会』を開催した。同懇談会を踏まえ、平成15年2月20日からは、全国の各ブロック(9)より、それぞれのブロックの、中小都市等商工会議所の代表者をご推薦いただき、「地域経済の再生策を考える」をテーマに日本商工会議所の正副会頭との懇談会という形で開催した。

当日は、各ブロックを代表して岩見沢・武蔵会頭、気仙沼・臼井会頭、三条・渡辺会頭、結城・小西会頭、木更津・杉井会頭、敦賀・北村会頭、吹田・夜久会頭、米子・永瀬会頭、鳴門・勘川会頭、筑後・牛島会頭、有田・蒲地会頭の計11名の中小都市等商工会議所会頭から、地域経済の現状と商工会議所の取り組みを中心に発言があった。この中で、「規制緩和による価格競争で苦しんでいる中小企業の現状を認識してもらいたい」、「まちづくりに関するイベントの財源確保等、国からの特別支援を受けられるような働きかけをして欲しい」、「金融問題は深刻であり、政府系金融機関の更なるきめ細かい融資を望む」、など、商工会議所が直面している様々な諸問題について、意見が述べられた。



中小都市商工会議所懇談会

(9) 各地商工会議所運営および事業活動円滑化の支援

商工会議所法の運用に関する相談をはじめ、会員資格の拡大、会員サービス事業、特色ある事業への先進的な取り組み、近隣の商工会議所・商工会との広域連携・合併に関する事例の照会など、

商工会議所運営上の様々な問題についての相談に対し、的確な対応を行うべく努めた。また、運営委員会や専務理事・事務局長会議（於：鳥取市）等を通じて、商工会議所の組織・運営基盤の強化に関する好事例の紹介を随時行い、その運営を支援した。また、商工会議所の運営強化に資するため各地商工会議所の会員数等の状況を調査するとともに、各地商工会議所の会員増強策や部会・委員会の活動状況などの運営事例を調査し、各地商工会議所に提供した。さらに、その調査結果に基づき、各地商工会議所の組織および財政状況が同規模グループの他の商工会議所と比較してどの位置にあるのかを把握できるよう、「自己診断チェックリスト」を作成し、商工会議所イントラネットを通じて配布した。

また、商工会議所の合併問題では、14年4月に山口商工会議所と小郡商工会議所が合併した事例をもとに「商工会議所合併の基礎知識」を作成し、各地商工会議所の合併への取り組みを支援すべく、参考資料として配布した。

(10) 全国商工会議所の休業補償プラン、チェンバースカード、慶弔サービス制度の一層の普及推進

平成9年12月に商工会議所の会員事業所向けサービス事業として創設した全国商工会議所の休業補償プランは、商工会議所ならではのスケールメリットを活かした割安な所得補償保険という特徴を活かし、中小企業における従業員の福利厚生支援策の一つとして、広く全国の会員事業所に定着してきている。14年度も引き続き、商工会議所における導入促進ならびに会員事業所における一層の普及奨励を図り、各地商工会議所での加入促進活動を支援した。15年3月末現在、342商工会議所で実施され、加入件数（人数）は約27,000人となっている。

チェンバースカード事業については、15年3月末現在、153商工会議所で実施され、カード発行枚数は約7万3千枚となっている。また、7年から実施の慶弔サービス制度の15年3月末現在の加入者は、347事業所（751人）となっている。

(11) 各方面より利用がすすむキャリアック

キャリアック（商工会議所福利研修センター）は、商工会議所、会員企業をはじめ各方面から幅広い利用があった。14年度は約2万5千人に利用され、内訳は、研修利用が65%、福利厚生利用が35%となっており、会員事業所の研修・福利厚生を支援する共同施設として、利用者から好評を得ている。

日本商工会議所でも、各種セミナー、シンポジウム、イベント、研修会等の開催にあたり積極的に利用するとともに、「石垣」、「会議所ニュース」での記事掲載のほか、インターネットを利用したPRや関連団体、企業を中心としたPR活動を積極的に展開し、利用促進に努めた。

(12) 商工会議所活動のPRを積極的に展開

月刊誌「石垣」、「会議所ニュース」（旬刊）、ホームページ、会頭記者会見、各種資料発表などを通じて商工会議所活動の積極的なPRに努めた。

役員・議員をはじめとする全国の商工会議所関係者の連帯の輪を広げることを目的とした「石垣」は、12年度に引き続き、企業・地域が直面するテーマをタイムリーに捉えた特集記事の掲載に努めた。また、13年11月号からの誌面の大幅刷新に引き続き、15年1月号からは新装刊と銘打ち「より楽しく、より役立つ雑誌」をモットーに、読者の視点に立った、ビジネス情報や地域情報の充実

を図った。特に、各地で活発に展開するTMOの活動を中心とした街づくりのほか、特産品や郷土の味など総合的に地域紹介を行う企画を新設し、第2特集的な扱いとした。

一方、「会議所ニュース」についても、変形組みを多用した変化のある紙面づくりに努めるとともに、日本商工会議所の主要事業や各地商工会議所の活動等を中心としたきめ細かな情報を提供するなど、情報発信機能の一層の強化に努めた。また、13年度に引き続き、ホームページ上に「会議所ニュース」掲載記事の要約などの各種情報をニュースラインとして掲載し、商工会議所関係者のみならず広く一般をも対象にしたニュース情報の速報に努めた。さらに、各地商工会議所の役員のうち希望者に会頭コメント、会頭記者会見、重要会議等の内容を電子メールで直接送信するサービス「ニュースファイル」の編集、送信を行った。

そのほか、会報づくり研修会を開催し、会報づくりの実務をはじめ商工会議所の広報活動のあり方等について情報提供に努めたほか、各地商工会議所会報の発行を支援する「所報サービス」(記事提供システム)の一層の充実を図った。